## 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

# 君が代の歌曲の制度化

福留, 久大九州大学経済学部: 教授

https://doi.org/10.15017/4363011

出版情報:經濟學研究. 66 (1), pp. 179-201, 1999-06-30. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

## 君が代の歌曲の制度化

### 福 留 久 大

#### 〈構 成〉

- (1) マタイ伝冒頭の制度化
- (2) 君が代とソロモンの歌
- (3) 君が代の歌を唄う空間
- (4) 君が代の歌を唄う時間

#### マタイ伝冒頭の制度化

ここで「制度化」というとき「制度」の意味は、通例の辞書の示すものと大きく異なるわけではない。「社会的に定められているしくみやきまり」(『広辞苑』)、「のり、おきて、定めた規則」(『大漢和辞典』)ということである。ただ辞書が示すものが、ある動きや過程の結果として定型化したものに焦点を絞って説明しているのに対して、ここでは、「動き」や「過程」そのものをも射程に含めておきたいと思う。「制度化」としたのは、特にその点を考慮してのことである。そういう事情を勘案して、ここでは、経済学者・植村高久氏の理解を適切な基準として示すことにする。植村氏は「制度という言葉が指すのは、当事者の行動の相互関係から生み

阪口紘治教授の御還暦を記念して,本稿を捧げる。 教授は数理統計学を専攻され,経済学や経営学の対象 領域と常識的に考えられるよりは遙かに広い領域にお ける人間活動を対象として研究を進めてこられた。そ ういうことを念頭において,ここでは人間の活動全般 を対象として,そこに見られる習慣化・類型化・制度 化の動きを検討してみた。拙い作品ではあるが,御笑 覧いただければ幸甚である。 出される習慣やルールが特定のパターンに結晶したものである」と考える。したがって「制度とは習慣化され繰り返し行われる行為の類型化であり、同時に行為者の類型化でもある。すべての活動は習慣化を免れないから、制度化は人間の活動全般を覆う」ことになる<sup>1)</sup>。

上のような習慣化・類型化・ルール化・パターン化・制度化の例を,新約聖書冒頭の書「マタイによる福音書」の冒頭の部分「イエス・キリストの系図」について見る。人が孕まれ産まれ育てられ大人になって結婚して同じような過程を繰り返すのは,最も基本的な人間活動であるが,長期にわたるその経過を図示した系図には,当然ながらいくつかの類型化・制度化が,認められるはずである。ここでは,「二重の」類型化・制度化,つまりある種の類型化・制度化のなかに別種の類型化・制度化が含まれている例を,二例だけ指摘する。

まず、必要上、この部分全体を4つに分けて (A)(B)(C)(D)の記号を付けた形で引用する $^{20}$ 。

(A)「アブラハムの子ダビデの子,イエス・ キリストの系図。アブラハムはイサクをもうけ, イサクはヤコブを,ヤコブはユダとその兄弟た ちを,ユダはタマルによってペレツとゼラを,

<sup>1)</sup> 植村高久「制度としての市場」(河村哲二・編著『制度と組織の経済学』1996年、日本評論社刊、所収)31頁。

<sup>2)</sup> 共同訳実行委員会『聖書・新共同訳』(1992年,日本聖書協会刊) 新約1頁。(マタイによる福音書1章1-17節)。

ペレツはヘツロンを、ヘツロンはアラムを、ア ラムはアミナダブを、アミナダブはナフション を、ナフションはサルモンを、サルモンはラハ ブによってボアズを、ボアズはルツによってオ ベドを、オベドはエッサイを、エッサイはダビ デ王をもうけた。」

- (B)「ダビデはウリヤの妻によってソロモンをもうけ、ソロモンはレハブアムを、レハブアムはアビヤを、アビヤはアサを、アサはヨシャファトを、ヨシャファトはヨラムを、ヨラムはウジヤを、ウジヤはヨタムを、ヨタムはアハズを、アハズはヒゼキヤを、ヒゼキヤはマナセを、マナセはアモスを、アモスはヨシヤを、ヨシヤは、バビロンへ移住させられたころ、エコンヤとその兄弟たちをもうけた。」
- (C)「バビロンへ移住させられた後、エコンヤはシャルティエルをもうけ、シャルティエルはゼルバベルを、ゼルバベルはアビウドを、アビウドはエリアキムを、エリアキムはアゾルを、アゾルはサドクを、サドクはアキムを、アキムはエリウドを、エリウドはエレアザルを、エレアザルはマタンを、マタンはヤコブを、ヤコブはマリアの夫ヨセフをもうけた。このマリアからメシアと呼ばれるイエスがお生まれになった。」
- (D)「こうして、全部合わせると、アブラハムからダビデまで十四代、ダビデからバビロンへの移住まで十四代、バビロンへ移されてからキリストまで十四代である。」

例一。(D)には、(A)に十四代、(B)に十四代、(C)に十四代列記したという類型化が認められる。実際の列記は、(A)「アブラハムからダビデまで十四代」という部分のみ、「①アブラハム、②イサク、③ヤコブ、④ユダとその兄弟たち、⑤ペレツとゼラ、⑥ヘツロン、⑦アラ

ム, ⑧アミナダブ, ⑨ナフション, ⑩サルモン, ⑪ボアズ, ⑫オベド, ⑬エッサイ, ⑭ダビデ王」 という具合に、正確である。

それに対して、(B)「ダビデからバビロンへの移住まで十四代」という部分は、「①ダビデ、②ソロモン、③レハブアム、④アビヤ、⑤アサ、⑥ヨシャファト、⑦ヨラム、⑧ウジヤ、⑨ヨタム、⑩アハズ、⑪ヒゼキヤ、⑫マナセ、⑬アモス、⑭ヨシヤ、⑮エコンヤとその兄弟たち」という具合に十五代になる。ダビデは、既に(A)の部分に含まれているという理由で除外した場合にのみ、十四代となる。

しかし、(C)「バビロンへ移されてからキリストまで十四代」という部分は、「①エコンヤ、②シャルティエル、③ゼルバベル、④アビウド、⑤エリアキム、⑥アゾル、⑦サドク、⑧アキム、⑨エリウド、⑩エレアザル、⑪マタン、⑫ヤコブ、⑬ヨセフ、⑭メシアと呼ばれるイエス」という具合で、重複しているエコンヤを除外しないときにのみ十四代を数えることになる。重複部分エコンヤを省くと十三代になってしまう。

したがって、(A)(B)(C)とも十四代列記という文言にもかかわらず、重複を省けば(A)十四代、(B)十四代、(C)十三代という別種の類型化が生じ、重複を厭わなければ(A)十四代、(B)十五代、(C)十四代という第三の類型化が生まれることになる。

例二。「アブラハムの子ダビデの子、イエス・キリストの系図」というのは、アブラハムからイエスに至る四十一代の系譜であり、男系を示すという形で制度化されている。そのなかで、次のように形で五名の女性が挙げられているのが、異様である。(a)「ユダはタマルによってペレツとゼラを」、(b)「サルモンはラハブによってボアズを」、(c)「ボアズはルツによっ

てオベドを」,(d)「ダビデはウリヤの妻によってソロモンをもうけ」,(e)「ヤコブはマリアの夫ヨセフをもうけた。このマリアからメシアと呼ばれるイエスがお生まれになった」。

異様さが明白な「ウリヤの妻」とダビデの関係は、旧約「サムエル記下」に詳述される。ウリヤは、ダビデ旗下の忠実な勇士、その妻が美貌のバト・シェバ。彼女の湯浴み姿にこころ奪われたダビデは「使いの者をやって彼女を召し入れ、彼女が彼のもとに来ると、床を共にした」3。夫ウリヤは激戦場に送り込まれ死を余儀なくされる。ダビデは、姦淫と殺人の罪を犯したことになる。後に妻に迎えたバト・シェバによって、ダビデは七番目の男児を得るが、それがソロモンである。

タマルとユダの繋がりは、旧約「創世記」38章「ユダとタマル」に明らかである。ユダには、エル、オナン、シェラの三人の息子がいた。タマルは、エルの妻で、ユダの義理の娘。夫エルの夭折の後、義弟オナンに結婚を忌避され、もう一人の義弟シェラの妻にもしてもらえず、実家に帰る。その後、ユダが旅に出たことを知って、その路傍に待ち伏せる。「ユダは彼女を見て、顔を隠しているので娼婦だと思った。ユダは路傍にいる彼女に近寄って『さあ、あなたの所に入らせてくれ』と言った。彼女が自分の嫁だとは気づかなかったからである」40。こうしてタマルは、姦淫によって身ごもり、ペレツ(出し抜き)とゼラ(真っ赤)の双生児を産むのである。

ルツは、旧約「ルツ記」のヒロイン。モアブ に住む夫婦、エリメレクとナオミの間に、マフ ロンとキルヨンの二人の息子がある。エリメレ クの死後,息子たちはモアブの女を妻にする。 十年ほどして,二人の息子も死に,ナオミは故 国ユダに帰ることになる。そのとき,最後まで ナオミに付き従ってベツレヘムに住み着いたの が,マフロンの妻ルツだった。

ナオミの夫エリメレクの親戚の有力者に、ボ アズがいた。ボアズは、ルツに厚意を示し、親 族の協議を経て、ルツを引き取ることになる。 「主がこの若い婦人によってあなたに子宝をお 与えになり、タマルがユダのために産んだペレ ツの家のように、ご家庭が恵まれるように」5) と人々は祝福した。こうしてルツが産んだ男の 子がオベドである。ルツとボアズの関係で注目 されるのは、二人の結びつきが祝福されている ことである。しかも祝福の言葉のなかにタマル とユダの例が挙げられている。タマルとユダの 結びつきは、義父と嫁の間の姦淫として非難さ れたものであった。ボアズは、エリメレクの親 戚の有力者としか説明されていないが、エリメ レクの兄弟ででもあれば、タマルとユダの関係 に近づくのであり、単純に祝福し得ない色彩を 帯びることにもなる。

ラハブとサルマンの関連について、聖書は「サルモンはラハブによってボアズを」もうけたこと以外には、何も語らない。ボアズの母親であるか否かは言及がないが、旧約「ヨシュア記」に「ラハブという遊女」<sup>6)</sup>が登場し、新約「ヘブライ人への手紙」「ヤコブの手紙」に「娼婦ラハブ」<sup>7)</sup>が現れる。このラハブがボアズの母親だと仮定すると、通常の結婚による出産でない可能性が極めて高いことになる。

最後に残るのが、マリアとヨセフ。周知の通

<sup>3)</sup> 同前書, 旧約495頁。(サムエル記下11章4節)。

<sup>4)</sup> 同前書, 旧約66頁。(創世記38章15・16節)。

<sup>5)</sup> 同前書, 旧約427頁。(ルツ記4章11節)。

<sup>6)</sup> 同前書, 旧約341頁。(ヨシュア記2章1節)。

<sup>7)</sup> 同前書, 新約416頁。(ヘブライ人への手紙11章31 節)。新約423頁。(ヤコブの手紙2章25節)。

り、ヨセフはイエスの父ではない。「母マリアはヨセフと婚約していたが、二人が一緒になる前に、聖霊によって身ごもっていることが明らかになった。」「ヨセフは眠りから覚めると、主の天使が命じたとおり、妻を迎え入れ、男の子が生まれるまでマリアと関係することはなかった」<sup>8</sup>。

「マタイによる福音書」は、二度にわたって離婚後の再婚を姦淫と見なしている(5章32節、19章9節)。この基準にしたがうと、初婚同士の一夫一婦が正常形態となる。この正常形態の結婚によって孕まれ産まれた子供を正当と見るマタイ的感覚から言えば、「(a) ユダとタマルによるペレツとゼラ」「(c) ボアズとルツによるオベド」「(d) ダビデとバト・シェバによるソロモン」「(e) ヨセフとマリアの間のイエス」は、正当な産まれ方をしていないと言うことになる。「(b) サルモンとラハブによるボアズ」については、明白でないが、このラハブが「娼婦ラハブ」であれば、初婚同士の一夫一婦と言い難いことは確かである。

マタイ伝冒頭の四十一代の系譜に登場する女性五名に共通する要素は、こうして明白になった。察知されるのは、不倫の恋であり、その果実としての子の誕生である。マタイが、男性系図という制度のなかに女性名の添記という制度を含めることで、同時代にそして後世に伝えようとしたのは、この不倫の事実あるいは疑念だったと考えられる。

#### 君が代とソロモンの歌

マタイ伝冒頭の四十一代の系譜に登場する女

性五名に共通する類型化・制度化の要素は、不 倫の恋であり、その果実としての子の誕生であ る。先には、そういう読み方の例を示した。そ れは,子供の誕生は精子と卵子の結合に起因す るという生物学的事実に即してこの女性五名を 観察した結果である。生物学的事実を離れて, 神話ないし伝説の次元に飛躍してよいのであれ ば、マリアについては聖霊によって受胎しイエ スを産んだという別種の類型化・制度化も可能 である。通常人の子でないというた形で神格化 を企図するのは、日本の木下藤吉郎・豊臣秀吉 についても見られることはかなりよく知られて いる。「其始を考るに、父は尾張國愛智郡中村 之住人, 筑阿彌とぞ申しける。或時母懐中に日 輪入給ふと夢み, 巳にして懐妊し, 誕生しける により、童名を日吉丸と云しなり」9)。日本に あるほどのことは、他のアジア・ヨーロッパに もあり、他のアジア・ヨーロッパにあるほどの ことは日本にもある、と言えよう。

君が代の歌を巡って、同様の類型化・制度化の動きを考えざるを得なくなったのは、1989年の秋、滞在していたロンドン西方の町レディングでのことである。この年、英国の新聞紙上でも一面を飾る日本発の大事件が続出した。最初の滞英の年、1980年にも、5月から6月にかけて、日本では衆議院の解散、選挙中の大平正芳首相の急死という政局激変があったが、英国の新聞の大記事になることはなかった。この9年間に、世界の政治経済のなかにおける日本の存在が格段に重みを増したこと,通信網が飛躍的に拡張したことを反映していたのであろう。

1989年には、まず1月7日、昭和天皇(87歳) が没し、「昭和」が終わり「平成」が始まると

<sup>8)</sup> 同前書, 新約1-2頁。(マタイによる福音書1章18 節, 24節)。

<sup>9)</sup> 小瀬甫庵『太閤記 (上)』(1943年,岩波文庫)71 頁。

大喪の礼が行われた。そういうなかで、天皇制 をめぐる諸問題が論議を呼んだ。加えて、この 春には、小学・中学・高校の「学習指導要領」 の改定告示がなされ,「特別活動」の「学校行 事」の項目において、「入学式や卒業式などに おいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚する とともに、国歌を斉唱するよう指導するものと する」と変更されたことも、第二次大戦と天皇 制の関連について、広く関心を集める契機をな した。文部省が告示した1958年の「学習指導要 領」で「国旗を掲揚し君が代を斉唱させること が望ましい」と明記したのを第一段。77年の改 定で「君が代」の表現を「国歌」の表現にかえ たのを第二段とすると、この春の改定で「望ま しい」が「指導するものとする」に変更された のは、第三段の強化策であって、事実上の強制 を意味するものとして注目された。この年は, 日本の政界全体が大きく揺らいだ年でもあっ た。ひとつには、前年初夏に表面化したリクルー ト疑惑の渦中で、大蔵大臣や衆議院議員らの辞 任、文部省や労働省の元事務次官や NTT 前会 長などの逮捕が続き、時の総理大臣の周辺にも 疑惑が及び、秘書の自殺事件や竹下登首相の辞 任まで引き起こされた。ふたつには、この年4 月1日から導入された消費税に対する有権者の 反発が激しく、7月23日の第15回参議院選挙で、 自民党は議席を改選前の66から36に減らして大 敗、逆に社会党は22から44に倍増させて「ひと り勝ち」した。リクルート事件とそれによる政 局混乱が政治不信を招いたこと、自民党が導入 した消費税が国民生活に圧迫感を与えたこと, 加えて農産物の市場開放への怒りが農村部での 自民党離れを招いたこと,「消費税・リクルー ト事件・農業問題」という当時のいわゆる三点

いうことがあった。2月24日には、昭和天皇の

セットが、ことごとく自民党に不利に働いたのだった。竹下政権を継いだ宇野宗佑首相の女性スキャンダルも、敗因に加わった。8月9日、国会の首相指名投票で、衆議院は海部俊樹自民党総裁、参議院は土井たか子社会党委員長を指名、41年ぶりの異変が生じた。

この年、6月には天安門事件が発生し、11月にはベルリンの壁が撤廃されるのだが、それに連なる動きは、初夏頃から東ドイツから「西側への(自由への)逃走」として頻繁に報道されていた。そのなかで、「天皇の國・日本」「経済大国日本」で「社会主義政党」が大躍進するという事態は、英国の大学人たちを大いに困惑させたようである。当時海外に滞在した日本人と同様に、私もまた滞在先の大学で、その種の質問・疑問に対応を迫られた。その際、日本事情の説明の参考書として重宝したのが、『(英文対訳)日本のすべて』"[English and Japanese] Introduction To Japan"の一書。

そこでは、君が代の歌について、こう説明されている。「日本の国歌は『君が代』であり、10世紀に作られた歌集『古今和歌集』の中の恋愛歌であった歌を、19世紀後半になって、天皇を讃える歌詞に一部を改め、作曲をして国歌として認められるようになった。戦後国内の一部に『君が代』の歌詞が天皇崇拝であるという批判の声も上がったが、現在までそれに代わるような国歌は出ていない」100。

この文章には、二つのことが説明されている。 第一に、「君が代」は、古い恋愛歌から天皇讃歌に転化したものであること、第二に、「君が代」が、一部に批判はありながらも、国歌の扱

<sup>10)</sup> 木村尚三郎監修・三菱自動車工業株式会社人事部 編『(英文対訳)日本のすべて』(1987年,三省堂刊)65 百

いを受けて今日に至っていることである。この 第二の点については、「君が代」が国歌として 法制化された事実はないということ、にもかか わらず国歌扱いされている事実があることは、 その通りだと思って、特別に関心をそそられる ことはなかった。その時注目したのは、第一の 点だった。

この恋人讃歌から天皇讃歌への転化説に注目 したのは、ひとつには、かつて国文学者・池田 弥三郎氏の著作で、「君が代」に関する同種の 説明を、読んだことあったからである。

「君がよは限りもあらじ。長浜のまさごの数 は、よみつくすとも。光孝天皇の大嘗祭に奉ら れた伊勢の国の歌である。大嘗祭にはこのよう に土地の名所や名物にかけて祝福の歌を奉った ものであるが、これと同工異曲の歌が恋歌にも ある。わが恋はよむとも尽きじ。ありそ海の浜 のまさごは、よみ尽くすとも。『古今集』の仮 名の序で歌の六義を説いている中で、その第四 のたとえ歌の例としてあげられた歌である。浜 のまさごにかけて天子の長久を祝い、わが恋の 誠を誓うことがもう一段誇張せられて, 浜のま さごに限りがあったとしても云々という表現を 生んだものである。これが後世まで飽きること なく繰り返されてゆく。「君がよ」という語は, 例の国歌の「君が代」なども、天皇の治世とい う意味に解して、主権在民の憲法に反するとか、 「民が代」でなくてはならないとか、うるさい 議論があるが、もともとはあなたの齢という意 味に過ぎない。(中略) きみはもともと身分あ る人を呼ぶ語であったものが、おおきみ(皇 族)・すべらおおきみ (天皇) の意味に極限せ られたものだ。わが君は、千代に八千代に、さ ざれ石の巌となりて、苔のむすまで(古今集・ 賀)。『古今集』の歌は第一句が「わが君は」と

なっている。親愛なるあなた様というほどの意味である。さざれ石が厳となるのは古来の石成長の伝説である」<sup>11)</sup>。

改めて読み返してみると、この池田氏の文章は、必ずしも論理的に緊密に構成されているわけではないことに気付く。例えば「君がよ」について、「天子の長久を祝い」というように「天皇」を指すと明言した直後に、「天皇の治世」とする解釈を批判して「もともとはあなたの齢という意味に過ぎない」と述べている。これは、論理的には、筋の通らない部分である。細部にはそういう食い違いを含んでいるが、レディング滞在中の筆者は、この書物を持参していたわけではなく、細部の齟齬は念頭に浮かばなかった。記憶していたのは、「君」は、元来は「親愛なるあなた」を指していたということ、文章全体の雰囲気から「親愛なるあなた」は異性と思われるということなど、大筋の論旨であった。

恋人讃歌から天皇讃歌への転化説に注目した 今一つの理由は、聖書のなかに同様の類型化・ 制度化の動きを見いだしたからである。英語版 聖書を読んでいて、「旧約」の半ばを過ぎて後 半にさしかかるところで「歌の中の歌」(The Song of Songs)に巡り会った。日本語版の聖 書では、「雅歌」と名付けられている部分である。

冒頭に「ソロモンによって作られた(あるいはソロモンに捧げられた,あるいはソロモンについて唱われた)最も美しい歌」(The most beautiful of songs by Solomon; or dedicated to Solomon; or about Solomon)という一文があって,以下「第一の歌」から「第六の歌」まで収録されている。ここでは,第一の歌の前半部分を示すことにする<sup>12)</sup>。

<sup>11)</sup> 池田弥三郎『日本故事物語』(1973年初版, 1975年三版, 角川文庫) 174-6頁。

〈女 性〉

貴方の接吻で、私は貴方の唇の下,

貴方の愛は葡萄酒を凌ぎます。

貴方の身辺をとりまく馨しい芳香,

貴方の名を呼べば、その香りが想い起こされます。 女は誰でも貴方を好きにならずにおれません。

私を連れて、人のいない所に逃げて下さい。

私の主になって,貴方の部屋へ連れてって下さい。 一緒にいれば,仕合わせ,

うんとお酒をのんで,愛におぼれましよう。

女は誰でもあなたを好きになるのが、あたりまえ! 私はイエルサレムの女、色は黒いけど美人、

ケダールの砂漠のテントのように黒いけど,ソロ モンの宮殿のカーテンのように美しい。

色が黒いからといって見下さないで下さい、

陽の光が私の肌を焼いただけなのですから。

私の兄弟たちが、私に腹をたてて,

私を葡萄園の仕事に追いたてたのです。私はみなりをかまう時間さえないのです。

教えて下さい, 私の愛しい貴方,

貴方は、羊の群をどこへ放牧するのですか。 羊の群は、陽の光を避けてどこで休憩するのですか。 なぜ、私は、ほかの羊飼たちが連れている羊の群のな かに、

貴方をさがし求めねばならないのですか。

#### 〈男 性〉

最愛の貴方、僕の居る場所がわからないと言うのですか。 羊の群を追いかけてごらんなさい。

貴方の山羊 (=色男) がいる牧場が見えてきます,

羊飼たちのテントの近くです。

僕の愛しい貴方、男たちの気を惹きなさい、

雌馬がファラオの二輪戦車を引く雄馬の気を惹く ように。

貴方の髪は、貴方の頬に美しくかかり、

貴方の首を宝石のように取り巻いている。

それでも、僕らは黄金の鎖を貴方のために作るつもり、 銀の飾りを添えて。

(女 性)

私の主は, 馬車の上,

そして私の香水は馨しい香りで、空中を満たします.

私の愛しい人は投薬の香りをただよわせて, 私の胸に 横たわります。

私の愛しい人は野の花のよう,

エンゲディの葡萄園に咲いています。

〈男 性〉

なんと美しいのだろう、僕の貴方、 貴方の瞳は愛に輝いている。

〈女 性〉

なんとりりしいのでしょう, 私の最愛の貴方, 私は嬉 しさで, ただもう夢中です。

緑の草が私の寝床,

杉の木が、私たちの家の梁、糸杉の木が、私たち の家の天井。

私は,シャロンの野に咲くただの野の花,

山谷に咲く百合の花。

一読すぐに了解されるように、通常の男性と女性の呼びかけから成る恋の歌である。ここに示した部分だけでなく、1章から8章に及ぶ全体にわたって「第一の歌」から「第六の歌」までが展開されているが、どこにおいても男性(The Man)と女性(The Woman)あるいは女性たち(The Women)が呼びかけ合う形式である。呼びかけの主体としても、呼びかけの対

象としても、ソロモンは登場していない<sup>13)</sup>。わずかに、「第三の歌」に「輿の玉座に掛けて、ソロモンがやってくる (Solomon is coming, carried on his throne: )」、「ソロモン王が輿の玉座に掛けてやってくる(King Solomon is carried on

<sup>12)</sup> The Good News Bible (The Bible Sosieties, 1987) The Old Testament, pp.659-660。 訳文は、拙稿「『君が夜』は皆の胸に」(「社会問題月報」28巻10号, 1989年10月) 34頁より再録。

<sup>13)</sup> 日本語版聖書「雅歌」では、呼びかけの主体と対象、呼びかけの内容において、多少異なる点が存在する。その結果、8章12節の「合唱」のなかで一カ所だけソロモンが次のように呼びかけの対象となっている場合がある。「これがわたしのぶどう畑、ソロモン様。銀一千はあなたの取り分。銀二百は世話をした番人へ。」共同訳実行委員会『聖書・新共同訳』(1992年、日本聖書協会刊)旧約1059頁。(雅歌8章12節)。

his throne)」,「シオンの乙女たちよ、ソロモン 王をご覧なさい(Women of Zion, come and see King Solomon.)」という形で登場している<sup>14)</sup>。 それと、「第六の歌」に「ソロモンは葡萄畑を バアル・ハモンに持っている(Solomon has a vineyard in a place called Baal Hamon.)」, 「ソロ モンの取り分は硬貨一千枚 (Solomon is welcomed to his thousand coins.)」という形で言及 されている<sup>15)</sup>。このように、ソロモンは主役で はなく、したがって「ソロモンによって作られ た, あるいはソロモンに捧げられた」(by Solomon; or dedicated to Solomon) とは到底言 えない歌である。せいぜい「ソロモンについて 唱われた」(about Solomon) と言えるかも知れ ないという程度である。それなのに、何故「ソ ロモンの歌」と呼ばれるのか, 不思議ではある。

レディング滞在中に求めた英語版聖書には、旧約の最初の巻「創世記」から新約の最後の巻「ヨハネの黙示録」まで、各巻の最初に「解説〈Introduction〉〈Outline of Contents〉」が付いていて、その部分の概略を知りうる便宜が与えられていた。「歌の中の歌」については、次のような「恋人→ソロモン王」転化についての一節が含まれている。

「ザ・ソング・オブ・ソングスは,一連の恋愛詩から成っていて,大部分は男性から女性へ,そして女性から男性へ呼びかけられた歌の形式を取っている。この篇の表題がソロモンの歌となっている翻訳もいくつかある。ヘブライ語の聖書原本ではこの篇はソロモンに捧げられているからである。これらの歌は,ユダヤ教徒の間では,神とその民の関係を表現するものと解釈されており,キリスト教徒の場合には,キリス

1989年の春から秋にかけて滞在していたレ ディング大学農業史研究所 (Institute of Agricultural History, University of Reading) では, 毎 日午前10時に御茶の時間が始まる。天気が良け れば庭に出て、雨天の時は史料が山積みされた 廊下で、数人の所員がしばし四方山話に時を過 ごす。先述のように日本で続発する大事件が新 聞の一面に報じられるなかで, 話が「天皇」「君 が代」に及んで、筆者は「君が代」における「恋 人→天皇」転化説と聖書における「恋人→ソロ モン王」転化説という共通の類型化・制度化を 話題にした。話の流れで、日本の学校において 君が代の歌を唱うことが事実上義務化されてい ることを伝えると、非常に強く奇異の感を与え たようである。歌は、それぞれの人が楽しい心、 悲しい気持を唱うのであって、他から強要され て唱うのは, 理解を絶していると言う。英国の 学校の式典で、国歌扱いされている「女王よ、 永遠に(God Save our gracious Queen!)」を斉 唱することは, 女王臨席の特別例以外には, あ り得ないことだというのも、このとき確かめた 話である。

その状況で、日本に「『君が夜』は皆の胸に」と題する一文を送った。表題が「『君が夜』は皆の胸に」となったのは、次の事情による。「ソロモンの歌」のなかに、「毎夜毎夜、寝床に伏せて、わたしは恋しい人の夢を見る。わたしは

トとキリスト教徒の関係を示すものと解釈されている」。この解説の趣旨は、通常の男と女の相聞歌、恋愛の歌が、いつの間にか「神とその民の関係」「キリストとキリスト教徒の関係」を表現するものに読み替えられたというのである。対等な恋人同士の関係が主従関係に転化されて、神を讃える歌、キリストを讃える歌として制度化が進行したというわけである。

<sup>14)</sup> Op, cit. p. 661

<sup>15)</sup> Op. cit. p. 665

あの人を求めるのに、あの人はつかまらない」 (3章1節) とか、「わたしは恋しい人のもの、 あの人はわたしを求めている。恋しい人よ来て 下さい。野に出ましょう。田舎で一夜を過ごし ましょう」(7章11-12節)という一節がある。 ここから, 君が代の歌における「恋人→天皇」 転化説と聖書における「恋人→ソロモン王」転 化説という共通の類型化・制度化現象を媒介 に、「君が代」の旧型が「君が夜」であったと いう記憶違いを生じてしまった。その結果が次 の錯覚を含む一節である。「古今東西に共涌な 通常の人間の妻を求め夫を求める感情の表現 が、『上つ方』(身分の高い人)と『下つ方』(一 般人民) に読み替えられた例は、日本にもあり ます。『君が代』がそうだったと記憶します。 故人となった池田弥三郎氏の書かれたものだっ たと思いますが、『君が代』は、元来『君が夜』 だったというのです。貴方と過ごす夜が千夜も 八千夜も続くことを願うという相聞歌、恋愛の 歌だったらしい。帰国したら早速に池田氏の文 章を探し出して確認したいと思います」<sup>16)</sup>。事 実は、本文のように「君が代」の「君」が恋人 ではあっても、「代」は「夜」ではなかった。

#### 君が代の歌を唄う空間

1999年の春に、政府当局は、君が代の歌を国歌として法制化・制度化する方針を打ち出した。小渕恵三首相は、2月25日の参議院予算委員会においては、「日の丸・君が代は、国旗・国歌との認識が確立し、国民に定着しており、現時点で法制化は考えていない」との考えを示していた「70。しかし、それからわずか一週間の

後には、「日の丸・君が代、法制化検討、小淵 首相指示」と報道された。「政府は2日、日の 丸、君が代の法制化を検討する方針を固めた。 野中広務官房長官が記者会見で『内閣として法 制化を含めて検討する時期にきているのではな いか』と述べ、検討作業に入ることを明らかに した。野中長官は同日朝、こうした考えを小渕 恵三首相に伝え、首相が指示した。これを受け て野中氏は, 古川貞二郎官房副長官に日の丸, 君が代の問題を具体的に検討するよう伝えた」 という18)。小渕首相も3日の参議院予算委員会 で「結論を出すべきだと主張している党もあり、 自民党も長く検討してきた。ときあたかも世紀 末を迎えて、国民世論を背景にして内閣として も考え方をまとめるときがきたと判断し、法制 化を含めた検討を野中広務官房長官に指示し た」と述べた<sup>19)</sup>。

「法制化は考えない」から「法制化を検討」への急転換は、この間に3月1日の卒業式を目前に控えて、2月28日、広島県立世羅高校・石川敏浩校長が自殺するという悲劇をきっかけとしたものと考えられる。そして、この悲劇の背景には、君が代を巡るひとつの慣行化・制度化を破棄して別種の慣行化・制度化へ移行しようとする動きがあった。「世羅高では25日、職員会議で『君が代は見送る』と確認していた。『職務命令があるので君が代斉唱はしたいが、どうしても合意が得られないなら、従来通りでいく』。校長が決断する。/それには、わけがあった。県公立高校長協会と高教組が7年前から実行する『日の丸は三脚掲揚、君が代は各校の現状を維持する』という合意。昨年まで公立校

<sup>16)</sup> 前掲拙稿, 35-36頁

<sup>17)「</sup>朝日新聞」1999年2月26日朝刊。

<sup>18)「</sup>朝日新聞」1999年3月2日夕刊。

<sup>19)「</sup>朝日新聞」1999年3月3日夕刊。

は、その合意を踏まえて卒業・入学式をしてき た1<sup>20)</sup>。「『確かに整合性がつかない』。生前、石 川校長が漏らしていた。それは、他の多くの校 長や教師たちの悩みでもあった。/7年前の 1992 (平成4) 年2月28日. 県教委は県高教組 と部落解放同盟県連に対し、日の丸・君が代に ついての見解を文書で示した。『君が代は歌詞 が主権在民の憲法になじまないという見解もあ る。身分差別につながる恐れもあり、国民の十 分なコンセンサスが得られていない状況もあ る』。それ以来,「2・28文書」として定着して きた。/県教委はしかし、卒業式が6日後に迫っ た今年2月23日、臨時校長会で見解を一変させ る。『日本国憲法の下での君が代は、国民統合 の象徴である天皇を持つわが国が繁栄するよう に、との願いを込めた歌であると解釈すべき だ』。辰野祐一教育長は、二度目の職務命令を 出すとともに、新見解を文書で示した」21)。3 月3日の「県議会予算特別委員会。石川敏浩校 長(58)の死をめぐり、質疑が集中した。県教委 の辰野祐一教育長は日の丸・君が代について, 『今後は小、中学校での完全実施に向け、市町 村教委を指導していく』と従来の姿勢を繰り返 し、『学習指導要領にのっとった式を』と強調 した」<sup>22)</sup>。

平和学者・岡本三夫氏によると,「もともと 広島県は同和教育や平和学習には熱心な土地柄 だ。学校では天皇や皇族も人間であり,特権は 持たないと教える。戦前・戦中同様に『我が天 皇陛下のお治めになる此の御代は,千年も萬年

も、…お栄えになるやうに』(『小学修身書 巻 四』)と歌う『君が代』が問題にならないはず はない。/広島県では1992年に、『君が代』の メロディは流すが斉唱はしないという確認書が 県教委と県教組との間に取り交わされた。現場 での混乱と矛盾を避けるためのギリギリの選択 だった | <sup>23)</sup>。1989年の学習指導要領の「国歌を 斉唱するよう指導するものとする」という文言 を、広島県の県立高校の現場関係者は、こうい う形で慣行化・制度化していたのである。「し かし今春, 県教委は、指導要領をたてに『日の 丸掲揚』『君が代斉唱』は職務命令だとして完 全実施を校長たちに迫った。背景には文部省と 自民党県議団の支援があった」23)。99年春、広 島県の高校現場は、文部省の想定する「全国一 律」方式への制度化を強いられたわけである。 学校現場には、いじめ、不登校、学級崩壊、入 試進学など取り組まねばならない問題が山積し ている。そのなかで、「日の丸・君が代」問題 に対処するひとつの慣行が形成され、1992年か ら98年まで実施されてきた。その慣行化・制度 化が、「全国一律」方式の制度化の「強制」に よって突き崩された。山積する問題の上にさら に問題が積み重ねられた。新事態への対応に、 学校関係者は, 改めて多大の労力と時間を投入 せざるを得なくなった。卒業式を実施するのに、 98年までの「広島方式」を採るか、教育委員会 の「一律方式」を採るか、その板挟みのなかで 自殺へと追い込まれたと見られる。

この事件が提起している問題には、二つの眼目があり、しかもそれは重なり合っている。一つは、「強制」の問題。今一つは、「一律」の問題。両者とも、基本のところで憲法解釈に関わっ

<sup>20)「</sup>中国新聞」1999年3月9日朝刊。「日の丸・君が 代ー校長の死を問う①」

<sup>21)「</sup>中国新聞」1999年3月10日朝刊。「日の丸・君が 代一校長の死を問う⊕」

<sup>22)「</sup>中国新聞」1999年3月11日朝刊。「日の丸・君が 代一校長の死を問う⑤」

<sup>23)</sup> 岡本三夫「人権を侵害する『一律』の強制」(「朝 日新聞」1999年3月11日朝刊)。

てくる問題である。

「強制」の問題とは、日の丸掲揚と君が代斉唱を、文部省と教育委員会が学校長に、そして学校長を通じて教職員・生徒に事実上強制してきたことの適否である。学習指導要領が法的拘束力を持つ以上、指導要領にしたがって掲揚と斉唱とを強制的に指導することは、行政の立場からは当然の行為と言えるかも知れない。しかし、より広く見れば、憲法第一九条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という思想信条の自由原則に照らして、学習指導要領による強制は説得性を欠いているのであり、学習指導要領による強制そのものが再検討を求められる性質のものである。

「一律」の問題とは,抵抗を排しての「強制」 は、掲揚・斉唱の形式から日の丸・君が代の法 的位置づけに至るまで「一律」を伴わざるを得 ないと言うことである。掲揚・斉唱の形式では、 北九州市教委の「四点指導」に一律性が明瞭で ある。一、「国旗」掲揚の位置はステージ中央 とし、児童・生徒が「国旗」に正対するように する。二、式次第に「国歌斉唱」を入れる。三、 「国歌斉唱」は教師のピアノ伴奏で行う。全員 が起立し, 正しく心を込めて歌う。四, 教師は 式に全員参加する24)。こうした「一律」の「強 制」について、憲法学者・内野正幸氏は述べる。 「最高裁判例は確かに学習指導要領の法的拘束 力を認めているが、日の丸掲揚・『君が代』斉 唱の実施に拘束力があるかないかの判断は示さ れていない。校長が入学式や卒業式を実施する ことが認められるとしても,憲法が保障する『思 想・良心の自由』に照らせば、『君が代』を起 立して斉唱するといった行為を、教師や生徒個

人に強制したり命令したりすることは許されない」<sup>24)</sup>。こうした形で、憲法の問題となる。

日の丸・君が代の法的位置づけもまた、日本 国憲法の根本にかかわるはずである。日の丸を 日本のシンボル・象徴として法制化・制度化す るとすれば, 直ちに憲法第一条との関係が問題 となる。日本国憲法は、その第一条において、 「天皇」を「日本国の象徴であり日本国民統合 の象徴」であると規定しているからである。諸 外国が国旗を国民統合の象徴としているのとは 異なる憲法上の特殊事情が日本にはある。君が 代の法制化・制度化も,第二次大戦終了時まで. その歌詞が万世一系の天皇を讃えるものと解釈 してきた歴史がある以上は,憲法前文で「主権 が国民に存することを宣言」していること、憲 法第一条で, 天皇の「地位は, 主権の存する日 本国民の総意に基く」としていること、要する に国民主権の原則との兼ね合いが問題とならざ るを得ない。このような国民主権制や象徴天皇 制の問題を含めて、国旗・国歌、日の丸・君が 代の位置づけを明確にすることは、国会をはじ めとして様々の次元で広く深く取り組まれるべ き課題であろう。そのような本格的な解明作業 を欠いた状況では、この問題を十分に明確化す ることは、文部省や教育委員会や学校長の取扱 範囲を超え出ていると考えられる。本来その責 任を負い得ない問題が教育の場に持ち込まれて (問題を教育の場が持ち込んだのかも知れな い),教育行政が即断即決の必要から特定の狭 い解釈、特定の狭い方式を「一律」に採用せざ るを得なくなっているのが、現状である。

そういう現状を考慮すると,国旗・国歌,日 の丸・君が代について,その法制化・制度化を, 政党が提起し,政府が検討を約束するのは,国 民の側からは、歓迎すべきことかも知れない。

<sup>24)「</sup>朝日新聞」1999年4月9日夕刊。

ただし、そこでの検討と結論の導出には、先述 したような国民主権制や象徴天皇制との関連問 題をも含めて、広く深く徹底した議論の積み重 ねが不可欠であろう。そういう本格的合意形成 抜きに、「学習指導要領だけでこういうことを 校長に負荷することがいいかどうか」(3月3 日、参議院予算委員会における小渕発言)とい う観点からの法制化, 学習指導要領では不足す る強制力を補充する狙いの法制化は、問題の根 本解決を遠ざけるものに過ぎないであろう。或 る社説が指摘する通り、「思い当たるのは、き わめて重苦しい状況だ。法制化よりも文部省の 指導が突出していたのである。法制化されてい ないのには理由がある。法制化さえ控えられて きたことを, 文部省は学校現場に押しつけてき た。一省庁の突出を議論の余地のない前提とし て法をいじるのは本末転倒であろう」25)。

「法制化よりも文部省の指導が突出していた」 事態,「法制化さえ控えられてきたことを文部 省は学校現場に押しつけてきた」状況は、きわ めて重要な論点である。国会を始めとした大人 の世界で君が代問題を堂々と論じることができ にくい、そこで迂回した形で君が代の歌の浸透 を図るために学校教育の場が選択されていると いう形跡が認められるからである。その間の事 情について、音楽学者・繁下和雄氏は、こう述 べている。「敗戦で天皇を賛美する『君が代』 は自粛されたが、1950年に公式行事に再登場し、 52年からNHKの放送終了時に放送するように なった。東京オリンピックをひかえて『君が代』 を国歌にすべく検討が行われたが、『公式制度 調査会議』(61年)は、法制化に無理ありとい う結論をだした。そのため、学校教育に議論の

場が移され、77年の『学習指導要領』で、それ まで『君が代』斉唱としてきたものを『国歌斉 唱』と改め、さらに89年の『学習指導要領』で 学校儀式などで『国歌斉唱』を義務づけた126)。 「調査会議」が「法制化に無理ありという結論 をだした。そのため、学校教育に議論の場が移 され」たというところに、学校教育における君 が代問題の「手段と目的の転倒の様相」が、看 取されるはずである。憲法学者・奥平康弘氏も、 第二次大戦後も戦前と同様に、学校教育が君が 代の歌の普及手段として利用されている点を強 調している。「『君が代』が戦前のばあい学校教 育制度を媒介として『国歌』へと高められたの と同じように、戦後日本でも『君が代』・『日の 丸』が学校教育制度をつうじて、復活し普及し てきた |<sup>27)</sup>。

こうして公立学校での日の丸掲揚・君が代斉唱の実施状況は、全国的に高い率を示すに至っている。1998年3月の卒業式で全国平均を見ると、日の丸掲揚が小学校で99.0%、中学校で98.5%、高校で98.1%、君が代斉唱が小学校で88.2%、中学校で84.8%、高校で80.1%である<sup>28)</sup>。

このように実施率の高まりに関して、次の二つの事項を付記しておきたい。一つには、地域的特質が考慮されることなく、実施率の低い地域が議会で非難されるという類型化・制度化が生じることである。広島県の場合がまさにそうであった。98年の卒業式における君が代斉唱率は、広島県の小学校で37%、中学校で37%、高

<sup>25)「</sup>南日本新聞」1999年3月5日。社説「日の丸・ 君が代-優先順位を違えてはいけない」

<sup>26)</sup> 繁下和雄「君が代」(『大衆文化事典』1991年刊, 弘文堂)所収,191頁。

<sup>27)</sup> 奥平康弘「国歌・国旗・元号」(奥平康弘・杉原 泰雄編『憲法学6』1977年刊,有斐閣)所収,193 頁。

<sup>28)「</sup>東京新聞」1999年3月9日朝刊。

校で18%であった。100%実施が大半に及び、全国平均も80%を越えるなかで、広島県は、北海道、東京、神奈川、大阪、三重などと並んで、低さが目立っていた。98年4月の参議院予算委員会で、自民党議員から「広島県の教育は学習指導要領から逸脱している」と指摘がなされた。文部省は、現地調査を実施して、5月には県教育委員会に「日の丸・君が代」の実施を是正指導した。99年の卒業式に向けて、県教委は、日の丸掲揚・君が代斉唱の完全実施を校長たちに迫った。1992年から98年まで実施されてきた「広島方式」の慣行化・制度化が、「全国一律」方式の制度化の「強制」によって突き崩されたのである<sup>29)</sup>。

二つには、職務命令を以てなされる「一律」 化への「強制」は、君が代の歌の理解において 空洞化現象を惹き起こしていることである。共 同通信社が3月中旬に実施した高校生へのアン ケートによると、君が代の意味を「知っている」 は15%,「ある程度知っている」は29%,「知ら ない」は55%。卒業式や入学式の君が代斉唱に 抵抗感が「全くない」は70%と高く、「ややあ る」は23%、「かなりある」は7%と低い。「抵 抗ない」が多い割に国歌に「ふさわしい」の肯 定派は32%と低い。否定派や「どちらでもない」 「分からない」は各23%。「国歌にふさわしい」 の回答者は、歌詞の意味を「知っている」とい う生徒で27%、「ある程度知っている」で29%、 「知らない」で34%。歌詞の認識度が高い生徒 に否定的な見方が多い傾向が出ている<sup>30)</sup>。

1999年春の「日の丸・君が代」問題は、筆者に、89年の英国レディングにおける「君が代と

ソロモンの歌」論議を想起させることになった。 そのなかで、慣習的に英国国歌とされている「女 王よ、永遠に!」を学校の式典で唱うとすれば、 それは女王臨席という特例的な場合に限られる という話が、日本の学校と君が代の歌の関係と の対比で、鮮明に印象づけられていた。今一つ、 強く印象に残っていたのは、農業史家・飯沼二 郎氏のオリンピックにおける旗・歌についての 次のような論説であった。レディング大学には、 新旧二つのキャンパスがあるが、旧キャンパス に同居する日本の暁星学園の協力で、そこの図 書館に行けば、衛星版の日本の新聞が閲覧でき た。そういう形で読んだ記事の一つである。「新 学習指導要領に基づいて, 文部省が作成した小 学校教師用の指導書に『君が代は繁栄を願う歌』 とある。しかし私たちはは戦時中、国の繁栄を 願いながら『君が代』を歌い、結局国を滅ぼし たのです。文部大臣の告示である学習指導要領 は、その上級の法律である憲法、教育基本法に 従えば有効, 従わなければ無効ですが、国を滅 ぼした歌を歌いたくないという人に、歌うこと を強制することは、憲法第一九条『思想及び良 心の自由は、これを侵してはならない』、教育 基本法第十条第一項『教育は不当な支配に服す ることなく』に反しますから、この文部大臣の 告示は法律的に無効です。/オリンピックで『君 が代』が演奏されるではないかという人がいま すが、オリンピックは国と国ではなく、個人と 個人がスポーツを競う場だとの理由で、1980年 に規約改正されて、『国旗・国歌』を削除し、 代わって『各国選手団の旗・歌』に改められま した。だから『君が代』が演奏されるのは、『国 歌』だからではなしに、『日本選手団の歌』と してなのです」<sup>31)</sup>。

以上のような資料に基づいて、南日本新聞に

<sup>29)</sup> 東祐二「『君が代』強制に伴う不安」(「朝日新聞」 1999年2月28日朝刊)。

<sup>30) 「</sup>西日本新聞」1999年3月22日朝刊。

#### 君が代の歌を歌う場所

君が代の歌の解釈が大きく分岐している。まず第一の分岐は、オリンピックで国歌として演奏されるという誤解。国ではなく、個人が技を競うという理由で1980年に国旗国歌を削除、選手団の旗・歌に改められたはずである。

第二に、と言うより最大の分岐は「君」に対する態度に見られる。大別して五つの分岐が生じている。

①恋人説。国文学者・池田弥三郎氏〈「君がよ」という語は例の国歌の「君が代」なども、天皇の治世という意味に解して、主権在民の憲法に反するとか「民が代」でなければならないとか、うるさい議論があるが、もともとはあなたの齢という意味に過ぎない。わが君は千代に八千代にさざれ石の巌となりて、苔のむすまで(古今集・賀)。『古今集』の歌は第一句が「わが君は」となっている。親愛なるあなた様というほどの意味である〉。七三年『日本故事物語』角川文庫。

②「恋人→天皇」説。〈日本の国歌は『君が代』であり、十世紀に作られた歌集『古今和歌集』の中の恋愛歌であった歌を、十九世紀後半になって、天皇を讃える歌詞に一部を改め、作曲をして国歌として認められるようになった。〉八七年、三菱自動車人事部編『(英文対訳)日本のすべて』三省堂。

③元首天皇説。戦前の文部省国定教科書の一節。〈君が代の歌は、我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も萬年も、いやいつまでもいつまでも続いてお栄えになるやうにといふ意味で、まことにおめでたい歌であります。私たち臣民が君が代を歌ふときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御栄を祈り奉る心で一ばいになります〉。(戦前の大日本帝国政府は、1890年の教育勅語発布以後、学校を通じて③の意味の普及を強力に推進した。その結果が第二次大戦の悲劇と深く関わる。)

④新生・象徴天皇説。〈天皇陛下は、けっして神様ではありません。国民と同じような人間〉として象徴

の〈地位にお置き申した。〉四七年,文部省『あたらしい憲法のはなし』。(「こんどの戦争」が反省され, 君が代の歌については言及がないのが特徴。)

⑤復古・象徴天皇説。文部省官房審議官・銭谷真美 氏〈君が代の歌詞は、日本国と日本国民統合の象徴で ある天皇をいただく日本の繁栄を願った内容で、国民 主権とも矛盾しない〉(朝日新聞、三月十一日)。

私個人は博多の土地や薩摩の人々と深い縁があるのを知って、この歌に特別の愛着を抱いている。そのうえで十一世紀近い歴史の中で、①から⑤までの分岐と変動を包み込んでいるのが君が代の歌だと思う。愛の架け橋、天皇讃歌、学校の音楽教材、思想統制の道具、故国を偲ぶ縁、オリンピック選手団の歌と、プラス・マイナス多様な働きをしてきた。平生は、勤勉で誠実なのに、なぜか時折、狂気の蛮勇をふるって他国侵略に走った日本人の歴史そのまま、実に多面的である。君が代の歌には「ご苦労さんデスネェ、一休みしたらどうですか?」と、ねぎらいの声を掛けたい気持だ。

多様な側面を持ったこの歌を,どれか一つに限定するのはできない相談である。政府は,近年⑤の意味に限定して,学校の卒業式などで教職員,児童生徒に斉唱を事実上強制しているが,それには大きな無理がある。③の歴史を知り,④の立場の文部省時代に教育を受けた教師にしてみると,良心の痛み無しには⑤だけに限定できない。特定の解釈を,命令と処分の上意下達方式で強制するのは,二重に無理を犯すことになると思う。国歌であっても,教育の場で無理に歌わせると思う。国歌であっても,教育の場で無理に歌わせると思う。国歌であっても,教育の場で無理に歌わせると思う。可能会でさえ斉唱しない「君が代」,文部省内部の式典でさえ演奏しない「君が代」を,日本政府は、なぜ学校には強いて斉唱させるのか,実に不可解である。

それぞれの場所で仲間が愛好する歌を唱うのが、最 良だと思う。天皇讃歌としての「君が代」は、天皇臨 席の園遊会や皇居の拝賀式に似合う。天皇臨席でない 学校の卒業式には、個性的な校歌や「蛍の光」「仰げ ば尊し」の別れの歌がふさわしい。

求められていた論説として、この春、筆者は15字111行の「君が代の歌を歌う場所」を寄稿した<sup>32)</sup>。趣旨の中核は、天皇讃歌としての君が代の歌は天皇臨席の式典で演奏・斉唱される慣行の制度化である。学校の式典では、卒業式には

卒業にふさわしい歌を,入学式には入学に似つ かわしい歌を,それぞれの現場関係者が,選択 して唱うという慣行の制度化を念願したいので ある。

#### 君が代の歌を唱う時間

「君が代の歌を歌う場所」は、新聞寄稿の常 として、議論の根拠や典拠とした資料など省略

<sup>31)</sup> 飯沼二郎「『君が代』強制,法律的に無効」(「朝 日新聞」1989年7月3日朝刊)。

<sup>32)</sup> 拙稿「君が代の歌を歌う場所」(「南日本新聞」1999 年4月19日朝刊)。

にゆだねざるを得ないものが、少なくなかった。 節を改めて、それらの省略部分を補充しておき たい。特に、通説的には、『古今和歌集』のな かの「わがきみは千世にやちよにさざれいしの いはほとなりてこけのむすまで」<sup>33)</sup>を源泉とす ると考えられている君が代の歌が、種々の差異 を含んだ多様な形で存在してきたこと、『古今 和歌集』より古くから博多や薩摩の地で唱われ ていた可能性があることの二点については、補 充が欠かせないであろう。

- (一) 山田孝雄『君が代の歴史』は、古今和歌集や和漢朗詠集などの種々の伝本に登場する君が代の歌を次の7種類に整理している。
  - ① 我か君はちよにましませさされ石のいは ほとなりて苔のむすまて。
  - ② わかきみはちよにましませさされ石のいはほとなりてこけむすまてに。
  - ③ 我か君はちよにやちよにさされ石のいは ほとなりて苔のむすまて。
  - ④ 君か代はちよにやちよにさされ石のいは ほとなりて苔のむすまて。
  - ⑤ 君か代はちよにやちよをさされ石のいはほとなりて苔のむすまて。
  - ⑥ わか君はちよにやちよをさされ石のいは ほとなりて苔のむすまて。
  - ⑦ 君か代はちよにやちよをかさねつついは ほとなりて苔のむすまて。

このなかで「その第四の形は専ら広く行はれて来たもので徳川時代でいへば多くの浄瑠璃, 隆達節,編笠節等の小歌,箏唄,長唄,常磐津, 河東節一中節等に用ゐるものは大抵この形によってゐる。さうして,それが明治時代に至っ て、海軍の軍楽に用るられ学校の唱歌其他にも 用るられやがて国歌として広く行はれて今日に 及んだものである」<sup>34</sup>。

ここでは、君が代の歌とされるものが、長い期間にわたって、種々多様な形で、様々な時と場で、唱われてきたものであることに注目しておきたい。

(二)「オリンピックで国歌として演奏されるという誤解」。「国ではなく個人が技を競うという理由で1980年に国旗国歌を削除、選手団の旗・歌に改められたはずである」。

この点は、前節注(31)の飯沼二郎氏が指摘する通りであるが、戸籍研究家・佐藤文明氏は、より詳細にオリンピックと国旗・国歌の関連を調査して、次のような指摘を行っている。「政治まみれの事態に直面した国際オリンピック委員会(IOC)でも、68年『国際的な競技をしている中で、ナショナリズムを昂揚する国旗・国歌はとりやめよう』との意見が強まり、72年に登場したキラニン新会長が『超国家』主義を提唱。1980年のレークプラシッドの総会でオリンピック憲章の『国旗・国歌』の規定を廃止。かわりに『各国選手団の旗・歌』が採用される」ようになった350。

改めて、(財)日本オリンピック委員会「オリンピック憲章」1996年版を読むと、「第5章・オリンピック競技大会」「規則70・表彰式・メダルと賞状の授与」に、次のように規定されている。「優勝者の台は、その右側に設けられた第2位の競技者の台および左側に設けられた第

<sup>33)『</sup>古今和歌集』(岩波書店刊,日本古典文学大系8,1958年)169頁。

<sup>34)</sup> 山田孝雄『君が代の歴史』(宝文館出版刊, 1956 年初版, 95年14刷) 28-29頁。

<sup>35)</sup> 佐藤文明『「日の丸」「君が代」「元号」考』(緑風 出版刊,1999年,初版2刷)29頁。

3位の競技者の台よりわずかに高い。彼らの名前、および他の入賞者の名前が読みあげられる。優勝者の所属する派遣団の旗がセントラル・ポールに掲揚され、第2位、第3位の競技者の所属する派遣団の旗も競技場に向かったセントラル・ポールの左右に並んだ旗竿に掲揚される。優勝者の所属する派遣団の歌(短縮したもの)が演奏される間は、メダル受賞者たちは旗の方向を向いていなければならない」360。

この点は、案外に知られるところが少なく、象徴天皇制に通暁している憲法学者・横田耕一氏の文章にも、次のような誤解と思われる部分が混入している。「オリンピックの優勝者表彰など国歌が使われる場では、『君が代』が当然のごとく使用されるようになり、国民の多くは、現在、『君が代』を自然に国歌として理解するようになっている」<sup>37)</sup>。

(三)「元首天皇説。戦前の文部省国定教科書の一節」。正確には、『尋常小学修身書巻四』に「第二十三 國歌」の題名で収録されている一節。「君が代」の歌は、「我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も萬年も、いや、いつまでもいつまでも続いてお栄えになるやうに。」といふ意味で、まことにおめでたい歌であります。私たち臣民が「君が代」を歌ふときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御栄を祈り奉る心で一ぱいになります。外国で「君が代」の奏楽を聞くときにも、ありがたい皇室をいただいてゐる日本人と生まれた嬉しさに、思はず涙が出るといひます。。

『あたらしい憲法のはなし』は、第二次大戦 終了後間もない1947年に、文部省によって発行 され、全国の中学生に無料配布された。憲法学 者・横田耕一氏によると, この書物は「『戦争 の放棄』の部分が徹底的非武装を記載して今日 でも高く評価されているが、天皇に関する部分 は」「きわめて問題の多いものがあった」。問題 点としては、①「天皇の戦争責任が免除され」 「あたかも被害者のようになっていること」、② 「天皇が『日本国民ぜんたいの中心』であると いうのも」「あたかも憲法上天皇が積極的統合 作用を果たすかのごとくであって妥当でない」 こと、③「国民主権の政治が『天皇陛下を私た ちのまん中にしっかりとお置きして、國を治め てゆくについてごくろうのないようにしなけれ ばなりません』として、あたかも天皇のために 行われるかのごとき表現になっている」こと, ④「天皇について一貫して敬語が使われている」

<sup>(</sup>四)「新生・象徴天皇説」。「〈天皇陛下は,けっして神様ではありません。国民と同じような人間〉として象徴の〈地位にお置き申した〉四七年,文部省『あたらしい憲法のはなし』」。「このような地位に天皇陛下をお置き申したのは,日本国民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき,國を治めてゆく仕事は,みな国民がじぶんでやってゆかなければなりません。国民と同じような人間でいらっしゃいます」390。『あたらしい憲法のはなし』第五節「天皇陛下」の一文から,下線部分を抽出し,組み合わせて構成した文章である。君が代の歌については全く言及がないが,そのことを「君が代自粛」時代の反映と見て,この文章を使用した。

<sup>36)</sup> http://www.joc.or.jp/all-abnout/charter/chapter 5/70. html

<sup>37)</sup> 横田耕一『憲法と天皇制』(岩波新書, 1990年)116頁。

<sup>38)</sup> 文部省『尋常小學修身書巻四』(1937年)112-3頁。

<sup>39)</sup> 文部省『あたらしい憲法のはなし』(1947年)17頁。

こと,⑤「『日の丸』を国旗と断じている」ことが指摘されている<sup>40</sup>。

そういう問題点はあるとしても,天皇の神格を否定して「国民と同じような人間」と明言したこと,敬語表現を含みつつも象徴の地位に「置く」としたことに,「新生」の息吹を看取して,「新生・象徴天皇説」と呼んだ。

(五)「復古・象徴天皇説」。「文部省官房審議官・銭谷真美氏〈君が代の歌詞は、日本国と日本国民統合の象徴である天皇をいただく日本の繁栄を願った内容で、国民主権とも矛盾しない〉」。

横田耕一氏は、1977年「学習指導要領が『君が代』を国歌と定めたことに対する抗議団に対し、奥田真丈文部省初等中等教育局審議官は『日本国憲法の下では、日本国の象徴、国民統合の象徴であるところの天皇をいただく日本国の繁栄を願う』という意味だと答えている」ことを紹介して、「国民主権下の象徴は、国民がいただくものではない」と、批判している<sup>41)</sup>。

22年後の銭谷見解が、この奥田見解と、論理構成だけでなく言葉遣いまで酷似しているのは、興味深い。「国民と同じような人間」であるはずの天皇を特別視して、象徴として「いただく」と表現していることで、「復古・象徴天皇説」と名付けた。

前節で注(21)に引用した辰野祐一教育長の見解(「日本国憲法の下での君が代は、国民統合の象徴である天皇を持つわが国が繁栄するように、との願いを込めた歌であると解釈すべきだ」)は、「いただく」が「持つ」に変わっているが、論理構成(「天皇」=「象徴」=「わが国」「日

この解釈は、明快さに欠けており、一般の理解を得るのが容易ではない。そのためもあって、政府が在外公館を通じて配布している説明書「日本の国旗と国歌」(The National Flag and Anthem of Japan)においては、簡明率直に「国歌の題名『君が代』は『我々の天皇の治世』を意味している」("Kimigayo," the title of the National Anthem, means "The Reign of Our Emperor")と説明されている<sup>42)</sup>。ここでは、「復古・象徴天皇説」を突き抜けて、「復古・元首天皇説」が国際的に流布されていることになる。

(六) 君が代の歌曲は「博多の土地と深い縁がある」こと。

山田孝雄『君が代の歴史』は、「我が君は」の歌の古さについて、「読み人しらず」となっていること、その歌調が古く万葉調と古今調の中間に位置することから、「この『我が君は』の歌は古今和歌集編纂の時既に古歌として人口に膾炙してゐたものと思はるるのである」と、述べている<sup>43</sup>。古今和歌集は、延喜5年(905)4月,醍醐天皇の勅命によって撰ばれたもので、完成は913年(延喜13)から914年の間である。この時点で既に広く人口に膾炙していた古歌だという。その古さのほどが知られる。

古代史家・古田武彦氏は、さらに遡った時点に、この歌の源泉を求めている。「『君が代』は

本国」「日本」)は、奥田・銭谷見解と同じである。このように、「象徴」を媒介項として「天皇」と「日本(国民)」を結びつける苦肉の策によって、君が代の「君」は日本国(民)全体を意味するという政府見解が作成されている。

<sup>40)</sup> 針生誠吉・横田耕一『国民主権と天皇制』(法律 文化社、1983年) 323頁、325頁。

<sup>41)</sup> 針生・横田, 前掲書, 376頁。

<sup>42)「</sup>君が代は『天皇の治世』-日本の在外公館が説明」(「西日本新聞」1999年6月2日朝刊。)

<sup>43)</sup> 山田, 前掲書, 49頁。

九州王朝の歌であった。三世紀の王朝中心, 博 多湾岸とその周辺の神名や地名そして神社名に '根ざした'歌であった。いいかえれば、それ は『邪馬壱国の歌』でもあったのである。博多 湾岸に舟出する博多湾岸の王者、筑紫の君への 讃歌として, それは唱えられていた。それが二 十世紀の現在、志賀海神社の『山ほめ祭』に残 されていたのであった。古今集の編者(紀貫之) は, おそらくそれを'知って'いたのであろう。 '知って'いたからこそ,巻七,賀の部の冒頭 で『題知らず』『読み人知らず』として、この 歌をのせたのである。ことにそれは『我が君は』 にはじまる形であるから、『君主に捧げる歌』 であること、誰しもまず予想するところであろ う」。「むしろ、『大和朝廷ではない、他の先在 王朝の歌』であることを知っていたからこその 『隠匿』、そのように見るのは果たして'思いす ぎ'であろうか」<sup>44)</sup>。

古田氏の論拠は、二つある。一つは、「千代」 (チョ)、「細石」(サザレイシ)、「井原」(イワラ=岩羅)、「苔牟須比売」(コケムスヒメ)などの糸島半島から博多にかけての地名・神名が、君が代の歌に読み込まれていること<sup>45)</sup>。二つは、大祓の祝詞、八乙女の舞、闇のお祭、山はめ祭の四部から成る志賀海神社の祭で、弥生時代(前三世紀~後三世紀)の前半頃に筑紫の地で作られた大祓の祝詞とともに、君が代の歌をその一部に含む台詞が奏上されること<sup>46)</sup>。

二つの論拠のうち,前者については,固有名詞と歌の意味との関連が今一つ明確でなく,君が代の歌が博多湾岸に「根ざす」ことを裏付け

るには、なお不足するところが大きいように思 われる。後者については、意味連関がかなり明 確である。櫓を持った袮官二良(ねぎじろう) が「君が代は千代に八千代にさざれいしのいわ おとなりてこけのむすまで」と述べて(唱うの ではなく)「あれはやあれこそは我君のめしの みふねかや」と続ける47)。我が君が乗った船が 主題である。それを受けて、別当一良が「志賀 の浜長きを見れば幾代経ぬらん、香椎路に向い たるあの吹上の浜千代に八千代まで」と台詞を 述べる。 志賀島から吹上の浜 (海の中道の海岸) を通って香椎路(香椎宮へ行く道)へ、そして 千代の松原に至る。「八千代」は「千代」を讃 え強めた表現だとすると、この台詞は、我が君 の志賀島と千代の松原の行き来を描いている。 大祓の祝詞と同様に古いと立証できるならば. 君が代の歌に、既往の通説的理解と大きく異な る相貌を付け加えることになる、と思われる。 なお、古田氏が、君が代の歌について、「台詞 は、あっけなく、無造作に、'のべ'られる、 決して'歌わ'れる,ではない」と、強調して いる点には改めて注目しておきたい48)。言うま でもないことながら、ここで君が代の台詞が「述 べられる」旋律は、現行の「君が代」のそれと

(七) 君が代の歌曲は「薩摩の人々と深い縁がある」こと。

は、全く異なっていたのである。

君が代の歌曲と薩摩の人々の繋がりには、二 重の側面がある。一つには、博多湾岸と同じよ うに、古今和歌集より古い時代に君が代の歌が 詠まれた可能性である。薩摩郡入来町に伝わる 入来神舞のなかで君が代の台詞が詠まれること

<sup>44)</sup> 古田武彦『「君が代」は九州王朝の讃歌』(神泉社 刊,1990年初版,97年5刷)119-120頁。

<sup>45)</sup> 古田, 前掲書, 41-42頁, 26-31頁, 32-36頁, 16-18頁。

<sup>46)</sup> 古田, 前掲書, 66-88頁。

<sup>47)</sup> 古田, 前掲書, 77-79頁。

<sup>48)</sup> 古田, 前掲書, 78頁。

に関わる。二つには、明治時代に現行の形に君が代の歌が定められるにあたって、大山巌をはじめとして、野津鎮雄、川村純義など幾人かの薩摩出身者が推進者となったこと、その時薩摩琵琶歌「蓬莱山」のなかから君が代の一節を引用したと伝えられることである49。

薩摩琵琶歌「蓬莱山」のなかから君が代の一 節が採用されたこと。

①「明治の御代となりて後、わが国に来たりける西洋人某の、かの國々には國歌といふものありて國民の心を述べ、士気を励ますなるに、この國には未だ定まれるものなきこそ残念なれと語れるに、ある士官のわが故郷なる鹿児島あたりの田舎には祭礼の折などに君が代の歌を謡ふなり、これを試みたらばいかならんといふ、それこそとて曲譜をつけて陸軍に用ひたるが、やがて全國に広まりて」(藤岡作太郎編『國語教本』巻七「君が代と大和心」、1908年刊)500。

②「明治二年十月ごろ当時横浜の英国公使館を警衛するイギリス歩兵隊の軍楽長として在留していたジョン・ウィリアム・フェントンから…国歌制定の建議があった。そこで大山隊長もこの必要を痛感し直に御親衛大隊長野津鎮雄、少参事大迫喜右衛門、藩兵大隊長川村純義等と相談し平素自分等が愛誦してゐる琵琶歌『蓬莱山』に引用せられてゐる『君が代』の歌詞を選び出し…その作曲をフェントンに頼んだのである』510。

ここでは, 琵琶歌『蓬莱山』が薩摩の人々に

愛唱されていたことに注目しておきたい。薩摩藩では、藩主自ら書き初めにこの歌を用いることもあったという<sup>52)</sup>。

入来神舞のなかの君が代の歌。

郷土史家・本田親虎氏は、四半世紀に及ぶ入 魂の努力を尽くして丹念な『入来町誌』上下巻 を執筆された。イェール大学歴史学教授・朝河 貫一(1873-1948年)博士は、『入来文書』の 執筆によって、日本の封建制度を広く世界に知 らしめた<sup>53)</sup>。本田氏は、入来町誌によって、入 来の歴史と地理と社会と人物を深く解明したと 言えよう。入来神舞も、本田氏の筆によって、 最もよく知り得るのである<sup>54)</sup>。

薩摩地方では、神前における笛太鼓の奏楽を 神楽(カグラ)と称し、舞を主とする場合を神 舞(カンメ)と呼んでいる。藩政時代には、毎 年二回, 大宮神社と赤城神社とで神舞を伴う祭 が行われていた。夕刻に始まり翌早朝まで三十 六種類の舞が奉納される。君が代の歌が朗詠さ れるのは、第二十二番「十二人剣舞」において である。烏帽子, 狩衣姿の十二人の舞人が, 太 刀を持って地舞の後, 舞場の周囲に正座する。 そこに黒面・黒毛笠・黒地狩衣・黒袴・白足袋 の鬼神が登場、「君か代は千代に八千代にささ れ石の巌となりて苔のむすまで」と朗詠し、神 座の前の椅子に腰掛けて、結界内にある十二人 を詰問する。「さって言語道断、言語道断、鬼 形(キギョウ)が押さえしかの地の所に、太刀 を結界捧げあることは、これ不審とも不審なり。 よく開くものならば許すべし。また悪しく開く

<sup>49)</sup> 現行の君が代の歌曲の作成については、山田、前 掲書所収の「國歌といふことの始まり」(114-143頁)、 「『君が代』の曲の制定」(143-148頁)に詳説されてい る。その後の研究結果を加味して簡潔に作成の経緯 をまとめたものに、佐藤伸雄「『君が代』の由来」(歴 史教育者協議会編『新版 日の丸・君が代・天皇・ 神話』地歴社刊、1990年、21-25頁所収)がある。

<sup>50)</sup> 山田, 前掲書, 118-119頁。

<sup>51)</sup> 山田, 前掲書, 120-121頁。

<sup>52)</sup> 山田, 前掲書, 106頁。

<sup>53)</sup> 朝河貫一と入来文書については、とりあえず拙稿「マルクス・朝河・封建」(朝河貫一研究会『朝河貫 一の世界』早稲田大学出版部刊,1993年,所収)111-121頁,参照。

<sup>54)</sup> 鹿児島県薩摩郡入来町『入来町誌・下巻』1976年 初版、1991年改定版「神舞」448-465頁。

ものならば、彼の御標(ミシメ)の内に七日七夜の大牢をさせんとや。……」。それに対して、十二人は、鬼神の前に出て、「君か代は千代に八千代にさされ石の巌となりて苔のむすまで」と朗詠し、次の祭文を唱える。「再拝再拝。敬って申す。抑も中央はさもけしからん御姿となりて、四方四面をとがめ給うは何の仔細に候や。抑もこの御神針と申すは、天照大神天の岩戸に閉じ篭らせ給うに依りて、常闇の夜となり、八百万神達岩戸の前に神集いましまして神楽を奏し百舞い給えば、常闇の雲晴れて諸神達手を上げて、あな面白やと力強くも舞い給う。……」。この君が代の歌は、今は、入来町の HomePage<sup>55)</sup>を通じて聞くことができるが、漢詩の朗詠に似ていて、通例の君が代の曲とは趣が全く異なる。

「十二人剣舞」について、本田氏はこう解釈される。「奈良時代の前後にかけて、隼人族が皇宮十二門の警衛に当たったことから十二人剣士をもって衛門隼人を象徴したものと見られ、この中で君が代が歌われるところに意義深いものがある」560。

しかしながら、衛門隼人を象徴するだけに留まらず、鬼神と十二人剣士との対立と和合の様相の裡に、養老四年(720)の隼人の大反乱など、征服者と先住民の輻輳した関係の反映をも読みとる可能性が秘められているように思われる。混沌とした神舞の構成のなかから、意外な歴史伝統の相貌が発掘されるかも知れないのである。

こういう事例に接するにつけても, 君が代の 歌については, 広く深く様々の観点から解明が 進められねばならないことが知られる。時局の 求めに応じた短絡的な理解に限定することは、 厳しく差し控えなければならないのである。

(八)「国歌であっても教育の場で無理に歌わせる先進国はないはずである」ということ。

この点に関心を抱いたきっかけは、先述のようにレディング大学において教えられた英国の教育現場の状況である。そこでは、英国国歌とされている「女王よ、永遠に!」を学校の式典で唱うとすれば女王臨席という特例的な場合しかあり得ない、女王臨席でない学校の式典で「女王よ、永遠に!」と唄うという意味のないことはしないという話であった。そういう雰囲気のところで「無理に唱わせる」ことのないことは、確信が持てた。

「教科書問題を考える市民の会」は、この問 題を1989年と90年に各国の在日大使館に問い合 わせる方法で調査している。その結果を「国旗・ 国歌の学校教育での取扱い」「学校行事での国 旗掲揚」について見ると, 連合王国イギリスで 「特に教えない」「しない」となっており、この 英国的雰囲気が他の多くの地域でも認められる ことを知りうる。例えば、北欧の四国を見ると、 ノルウェー王国「学校にまかされている」「学 校行事での掲揚はしない」、スウェーデン王国 「国歌はない、『古き自由な北の国』がこれに代 わる」「国民は非常に国旗に親しみをもち個人 的家庭的な祝い事の際にも掲げる」、デンマー ク王国「国旗・国歌とも学校で教えない、扱い は学校の判断」「学校行事での掲揚はしない」, フィンランド共和国「(回答無し)」「国旗はい つも掲揚されているが、 行事での掲揚は学校の 判断。国歌はあまり歌わない」という回答であ る。「学校現場の判断」が、当然のことながら、 決定の基軸になっている。他の国を見ると、ア

<sup>55)</sup> http://www.synapse.ne.jp/iriki-kikaku/kanko-info/kimigayo.html |

<sup>56)</sup> 入来町, 前掲書, 464頁。

メリカ合衆国「(回答無し)」「(回答無し)」、イタリア共和国「由来は必ず教えるが、扱いは学校に委ねられている」「学校の判断による」、ドイツ連邦共和国「学校に委ねられている」「学校行事での国旗掲揚は比較的まれである」、フランス共和国「歴史の授業で教える」「しない」、スイス連邦「歴史の授業で扱われることがある。扱いは学校に委ねられている」「学校の判断による」という具合である<sup>57)</sup>。この会の事務局長、教育学者・山住正己氏は、この調査の結論として「明らかになったのは、日本のように国民の合意をえていないものを学校に強制している国はないということであった」と、述べている<sup>58)</sup>。

なお、この調査が行われた1989年、90年には、 ソビエト社会主義共和国連邦が存在していた が、その回答は「たいてい教える」「国の祝日 には学校の建物に赤旗または国旗を掲げる」と なっており、中華人民共和国のばあい「(回答 無し)」「(回答無し)」であった。上述のように、 今一つの大国,アメリカ合衆国も,「(回答無し)」 「(回答無し)」であった。しかし、公立学校で の国旗掲揚・国歌斉唱などを含めて教育につい ての権限は州以下の地方自治体にあって、連邦 政府は関与していないから、回答のしようがな いのが実状であろう。アメリカについて注目に 値するのは、第二次大戦中の1943年バーネット 事件判決である。西バージニア州教育委員会が, 愛国心高揚の目的で罰則をもって児童・生徒に 国旗への敬礼を強制したのに対して、強制を定 めた法律は憲法違反であるとして差止請求がな された。連邦最高裁判所は、国家には、児童・ 生徒に対して、敬礼する、あるいは敬礼しない

という表現行為を強制する権限はないとして, 違憲判決を出した<sup>59)</sup>。

基本的人権としての思想・表現の自由についてその不可侵性を強調したものと位置づけられる。

(九)「天皇の園遊会や国賓を迎える宮中晩餐会でさえ斉唱しない『君が代』,文部省内部の 式典でさえ演奏しない『君が代』,

東京新聞が,「都内での日の丸・君が代を探 して見たら ― 薄れた関心・官公庁さえも」と いう記事を掲げた。「内部の式典において君が 代を演奏することがあるか」。「どんなときに日 の丸を掲揚するか」。こういう質問を宮内庁, 文部省, 東京都庁, 江戸川区役所, 狛江市役所, 東京大学、早稲田大学という官公庁・機関の広 報担当者に提出して, その回答を中心に作成し た記事である。君が代の歌について、宮内庁は 「外国からの国賓を迎える宮中晩餐会の乾杯の 前に演奏するが、声を出して歌うことはない」 と答えている。文部省は「聞いた覚えがない。 記憶にない」と回答している600。これに基づい て「国賓を迎える宮中晩餐会でさえ斉唱しない 『君が代』、文部省内部の式典でさえ演奏しない 『君が代』」という判断をした。天皇の園遊会に おいて、君が代の歌が演奏もされないし、まし てや斉唱もされないことは、小渕恵三首相の友 人として1998年秋の園遊会に招待された参加者 の体験に基づく。

多くの人々が、先行きのはっきりしない経済 不況のなかにあって、あわただしく憂いのはれ

<sup>57)</sup> 教科書問題を考える市民の会『世界の国旗と国歌』 (岩波書店刊, 1991年) 58-61頁。

<sup>58)</sup> 教科書問題を考える市民の会, 前掲書, 3頁。

<sup>59)</sup> 横田耕一「『日の丸』『君が代』問題とは何か」(「日 の丸」「君が代」強制に反対する広島県民の会『「世 羅高校・石川校長先生自殺」報告集会 — 「日の丸」 「君が代」強制問題を考える』、1999年、10-14頁所収)。

<sup>60)「</sup>都内での日の丸・君が代を探して見たら — 薄れた関心・官公庁さえも」(「東京新聞」1999年3月9日。)

ない暮らしを余儀なくされている。日の丸・君 が代は、日常生活の主要関心には成りようがな いのである。副次的以下の関心をしかない集め えないのである。東京新聞の記事、「日の丸・ 君が代の生産 ― 激しい地盤沈下, 細々生産」61) は、よくそのことを物語っている。①東京旗商 工業協同組合(60社加盟)専務理事・「今の日 の丸生産量はピークだった昭和40年前後の3-5%では」。②1872年創業の老舗旗店の三上旗 店・「年間500枚程度で、同社の主力商品は安 全旗や社旗」。③君が代のCDは、各社から32 タイトル発売されている。売れ行きは年間10-20枚程度とマイナー。④都内の有線放送会社2 社には、「蛍の光」を常時聞けるチャンネルは あるが、「君が代」のチャンネルはない。日の 丸を掲げて、何か生活の足しになるか。普通の 生活のなかで、君が代を唱って、憂さを晴らせ るか。「足しになる」「晴らせる」という人は、 極々わずかしか存在しないであろう。そうである れば、日の丸・君が代の生産が細々としている のはやむを得ないことであろう。

(十)「なぜ学校には強いて斉唱させるのか, 実に不可解である」という疑問など。

巷間の庶民生活において、君が代の歌は、ほとんど唱われることがない。宮内庁や文部省の式典においても、君が代の歌を斉唱することはない。このように大人の世界で唱われる機会の少ない歌を、なぜ学校にだけ強制的に唱わせようとするのか、本当に不思議である。実に不可解である。

不思議に思い,不可解だと考える今一つのことがある。なぜ,君が代の歌は,このように親

61)「日の丸・君が代の生産 — 激しい地盤沈下, 細々 生産」(「東京新聞」1999年3月9日。) しみ薄い歌曲となったのであろうか、という疑問である。

先述のように、薩摩藩の青年たちは、この歌を含む「蓬莱山」を愛唱し、藩主が書き初めに 君が代の歌を使う習慣があったという。現在と 異なり、人々に愛好されていたわけである。

それは、薩摩に限られた現象ではなかった。山田孝雄氏は、全国津々浦々で見られた現象だと強調している。「次第に進んで宴席の祝言に用ゐられ、更に広くなりて俗間の里謡として磯唄にも船謡にも盆踊の歌にも兵児謡にも、はては物貰の門付の謡としても用ゐられたものであり、更に又謡曲浄瑠璃、小説、狂歌、俳諧等の文芸の上にも利用せられたもので、その及び至る範囲は甚だ広範である。時代でいへば一千有余年の昔から今日まで、所でいへば京畿から四国九州更に南海の孤島まで、社会の階級からみれば帝王より乞食に至るまで、而して文芸上あらゆる方面に行き亘りて用ゐられ、祝賀の歌としては時と処と階級を超越しているものであることを見るのである」622。

歌曲は、それぞれの場所で、仲間が愛好するものを、好みの形式で唱うのが、最良だと思われる。江戸時代と明治時代の境のころまで、君が代の歌は種々の台詞と組み合わせて、様々に異なる多様な形式で、「唱われ」「述べられ」てきたことは、確かである。「帝王より乞食に至るまで」それぞれの人々が、その好みと必要に応じて、自由闊達に「唱い」「述べ」たことが、君が代の歌の普及に与ったのではないだろうか。多様な慣習化・制度化の存在が、歌の生命を活性化させたと言えよう。

そう考えて大過ないとすれば、現行の君が代

<sup>62)</sup> 山田, 前掲書, 120-121頁。

#### 君が代の歌曲の制度化

の歌のように、豊穣な台詞から切り離して「君か代は千代に八千代にさされ石の巌となりて苔のむすまで」短く孤立化させたこと、国歌扱いして、固定的に一定の曲を付けて、一定の解釈に縛って、一定の儀式の時に、厳粛な固苦しい雰囲気で唱わせるように強いたこと、そういう画一的な形式化・制度化が、君が代の歌を人々から遠ざけてきたのではないだろうか。特に、近年のように公立学校においてのみ、歌詞の意味を考える暇もなく、「一律」の「強制」方式で、唱わせるのでは、君が代の歌の生命を、一層枯渇させることになるのではないか。

まして、拙速の「君が代」の法制化・制度化によって、歌詞の意味、歌曲の様式が画一化されるようなことになると、博多山ほめ祭や入来神舞のなかの君が代の歌が包含している豊穣な伝統も黙殺されて終わるのではないか、と強く懸念される。(1999年6月6日)

追記 初稿以後,8月に「国旗及び国歌に関する法律」が成立して「君が代」は国歌と法制化されることになった。(1999年8月27日)

[九州大学経済学部教授]